

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	飯野海運株式会社			コード	9119				
提出日	2022/5/26	異動（予定）日		2022/6/28					
独立役員届出書の提出理由	現在独立役員として届け出ている社外監査役である三好真理氏を、定時株主総会で新たに社外取締役に選任予定であること、また、すでに独立役員として届け出ている遠藤茂氏が定時株主総会終結時をもって退任となるため届け出るものです。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	大江 啓	社外取締役	○													○	有
2	吉田 康之	社外取締役	○													○	有
3	三好 真理	社外取締役	○													○	新任 有
4	山田 義雄	社外監査役	○													○	有
5	高橋 洋	社外監査役	○								△						有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社の社外取締役である大江啓氏は、独立性に関し疑義のあるいずれの要件にも抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、当社の独立役員として指定しております。
2		当社の社外取締役である吉田康之氏は、独立性に関し疑義のあるいずれの要件にも抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、当社の独立役員として指定しております。
3		当社の社外取締役候補である三好真理氏は、独立性に関し疑義のあるいずれの要件にも抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、当社の独立役員として指定しております。
4		当社の社外監査役である山田義雄氏は、独立性に関し疑義のあるいずれの要件にも抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、当社の独立役員として指定しております。
5	社外監査役の高橋洋氏は当社の主要な借入先である株式会社日本政策投資銀行の出身者ですが、2011年6月に退任しており、当社独立性基準に基づき独立性があると判断しております。	当社の社外監査役である高橋洋氏は、金融機関における豊富な業務経験と知識を有しております、社外監査役として職務を遂行できると判断しております。また、証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らし一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、当社の独立役員として指定しております。

4. 補足説明

（この欄は未記載）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。